

香 港

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 侵害対策関連法令 | 1 |
| 2. 侵害対策関係機関 | 3 |
| 3. 侵害の定義 | 5 |
| 4. 侵害の発見から解決までのフロー | 15 |
| 5. 侵害に対する救済手段 | 21 |
| 6. 留意事項 | 33 |
| 7. その他の関連団体 | 34 |

1. 侵害対策関連法令

香港では、知的財産権は成文法とコモンローの両方で保護されます。主な成文法は、特許条例 (Patents Ordinance Cap 514)、登録意匠条例 (Registered Designs Ordinance Cap 552)、著作権条例 (Copyright Ordinance Cap 528) 及び商標条例 (Trade Marks Ordinance Cap 559) が主なものとなります。成文法とは別に、コモンロー (衡平法による保護) により、詐称通用 (パッシングオフ, passing-off) と守秘義務違反 (breach of confidence) として、同様に知的財産権者が保護されます。

1.1 特許条例

Patents Ordinance Cap 514, 1997,

L.N.252 2009, 2010.2.26 施行

第2部 標準特許

第10部 特許及び特許出願の効力

第73条 発明の直接実施の禁止

第74条 発明の間接実施の禁止

第11部 侵害

第80条 特許侵害手続

第82条 部分的に有効な特許の侵害の救済

第15部 短期特許

第129条 短期特許についての裁判所手続

1.2 意匠条例

Registered Designs Ordinance Cap 552, 1997

L.N. 253, 2009, 2010.2.26 施行

第3部 登録意匠における権利

第31条 登録により付与される権利

第5部 訴訟手続 侵害訴訟

第48条 登録所有者による侵害訴訟

1.3 商標条例

Trade Marks Ordinance Cap 559, 2000

L.N. 254, 2009, 2010.2.26 施行

第3部 登録商標の侵害 侵害行為

第18条 登録商標の侵害

第22条 侵害訴訟

第8部 防護商標, 団体標章及び証明標章

第60条 防護商標

第61条 団体標章

附則3 (第61条及び第92条) 団体標章

11. 侵害: 許可された使用者の権利

第62条 証明標章

附則4 (第62条及び第92条及び附則5) 証明標章

13. 侵害: 許可された使用者の権利

第9部 パリ条約及び世界貿易機関協定: 補助規定

第63条 周知商標: パリ条約第6条の2

1.4 著作権条例

Copyright Ordinance Cap 528, 1997

L.N. 15, 2007, 2010.7.16 施行

第2部 著作権者の権利

第22条 著作権により制限される行為

第23-29条 著作権侵害の態様

第30-34条 著作権の二次侵害

第6部 侵害に対する救済

第107条 著作権者の権利と救済

第118条 侵害品の製造販売による違反

1. 5 集積回路配置設計条例

Layout-design (Topography) of integrated Circuits Ordinance Cap 445, 1994

L.N. 22,1999 s 3, 1997.6.30 施行

第4条 資格所有者の権利

第7条 侵害に対する民事救済

1. 6 植物新品種保護条例

Plant varieties Protection Ordinance Cap 490, 1996

L.N. 492,1997 s 3, 1997.10.24 施行

第3部 植物品種権の登録

第7条 登録者の権利

1. 7 商品表示条例

Trade Descriptions Ordinance Cap 362, 1980

L.N. 264, 2008, 2009.3.2 施行

第2部 虚偽の商品表示または表現及び偽造商標

第9条 商標に関する犯罪

第12条 特定商品の輸出入の禁止

1. 8 コモンローによるパッシングオフ措置

The Common Law Action of Passing off

1. 9 コモンローによる守秘義務違反措置

The Common Law Action of Breach of Confidence

2. 侵害対策関係機関

2. 1 知識産権署

Intellectual Property Department

住所: 24/F & 25/F Wu Chung House,
213 Queen's Road East,

Wanchai, Hong Kong

電話: +852-2961-6901

Fax: +852-2838-6315

Website: <http://www.ipd.gov.hk/eng/home.htm>

[主要業務は香港における知的財産権の認可機関、法整備、公衆の知財認知の促進、知財環境の整備などとなっています。]

2. 2 海関(税関)

Customs and Excise Department

Complaints Investigation Group

Departmental Complaints Officer

住所: 3/F, Customs Headquarters Building

222 Java Road, North Point

Hong Kong

電話: +852-8100-3553

Fax: +852-2854-3962

Website: <http://www.customs.gov.hk/en/home/index.html>

[主要業務は、香港における一般税関業務に加え、麻薬の取引規制、消費者保護、知的財産権(著作権及び商標権侵害)の保護を担当しています。]

2. 3 司法機構(裁判所)

The Hong Kong Courts

住所: G/F, High Court Building,

38 Queensway,

Hong Kong

電話: +852-2869-0869

Fax: +852-2869-0640

Website: <http://www.judiciary.gov.hk/en/index/index.htm>

[主要業務は、香港における司法行政を担当しています。知的財産権の民事及び刑事事件を担当します。]

2. 4 版權審裁處(著作権審判所)

Copyright Tribunal

住所: 25th Floor, Wu Chung House,

213 Queen's Road East, Wanchai,

Hong Kong

電話: +852-2961-6813

Fax: +852-2574-9102

Website: http://www.ct.gov.hk/eng/about_us.html

[主要業務は、香港における著作権及び関連分野での紛争に裁定を下すことですが、広く言えば、ライセンスラブルなどについての対応も担当しています。]

2. 5 漁農自然護理署(漁業農業自然保護部)

Agriculture, Fisheries and Conservation Department

住所: 5/F, Cheung Sha Wan Government Offices

303 Cheung Sha Wan Road, Kowloon

Hong Kong

電話: +852- 2150-7009

Fax: +852- 2736-9904

Website: <http://www.afcd.gov.hk/eindex.html>

[主要業務は、香港における農業および漁業に関する権利行使を含む管轄および自然保護に関する対応も担当し、植物品種保護の登録局があります。]

2. 6 香港国際仲裁中心(香港国際仲裁センター、HKIAC)

Hong Kong International Arbitration Centre

住所: 38th Floor Two Exchange Square

8 Connaught Place

Hong Kong S.A.R.

電話: +852- 2525-2381

Fax: +852- 2524-2171

Website: <http://www.hkiac.org/>

[主要業務は、国際的な仲裁と調停業務を担当しています。]

3. 侵害の定義

3. 1 特許権の侵害

特許権者の承諾なく、特許権の有効期間中に、香港国内で、下記の特許条例73条及び第74条に規定される特許権者が有する禁止権が及ぶ行為を行う場合

は、侵害対象行為と見なされます。(特許条例第 80 条)

- 特許が製品の場合、その製品の製造、販売、または販売目的の如何を問わず在庫として保管する行為
- 特許が方法の場合、その方法を使用するか、使用に供する行為
- 特許が方法の場合、直接的にその方法により得られた製品の販売、使用、輸入、または販売目的の如何を問わず、在庫として保管する行為
(以上、特許条例第 73 条)
- 間接侵害を幫助する行為 (特許条例第 74 条第 1 項)

例外規定

- 主な侵害の例外規定
 - (1) 非営利目的で私的に行われる行為
 - (2) 実験目的で行われる行為
 - (3) 医師または歯科医師による処方箋に基づく薬局での個別症例のための調剤をする行為またはそのように準備された薬に対する行為
 - (4) 香港の領域内に入ったか通過中の船舶上、船舶本体、機械、船具及びその他の付属品において特許発明を実施する行為
 - (5) 香港の領海内に入った航空機、ホーバークラフト若しくは陸上車両及びこれらの付属品の構造または操作にかかる特許発明を実施する行為
 - (6) 香港の領域内に入ったか通過中の航空機を使用する行為、またはその航空機の部品や付属品の輸入、使用または保管する行為
(以上、特許条例第 75 条)
 - (7) 出願日前(優先権主張日前)からの先使用を継続する行為(特許条例第 83 条)
 - (8) 第 68 条に基づき宣言された非常事態に関し必要若しくは適切であると当該公務員または権限を与えられた者が判断し履行する特許権にかかる行為(特許条例第 69 条)
 - (9) 第 72B 条第 1 項に基づいて宣言された緊急事態期間中、特許医薬品を輸入、供給、貯蔵または使用する行為及びその他特許権者の権利を侵害する行為(特許条例第 72C 条)

香港では、標準特許出願が公開された時点で、仮保護の権利が発生しますので、同一内容の特許として登録された場合には、公開日を基準に侵害に対する損害賠償請求権が発生します。(特許条例第 88 条)

香港での特許の権利化は、歴史的にイギリス統治下にあったため、イギリスでの登録特許が拡張されていました。香港の中国への返還に伴い、中国若しくはイギリス(ヨーロッパ特許のイギリス指定を含む)で権利化された特許の確認的な登録となっているので、実体的な審査は香港では行われていません。

保護期間: 特許出願日から 20 年間

3. 2 短期特許権の侵害

短期特許(実用新案に該当する)についても、特許の規定が同様に適用されるが、権利者は特許の有効性を証明することを求められます。(特許条例第 129 条第 1 項)

保護期間: 特許出願日から4年間、1 回の更新可能、最長 8 年間

3. 3 登録意匠権の侵害

登録特許権者の承諾なく、登録意匠権の有効期間中に、香港国内で、下記の登録意匠条例 31 条第 1 項及び第 2 項に規定される登録意匠権者が有する排他的権利にかかる行為を行う場合は、侵害対象行為と見なされます。(登録意匠条例第 31 条第 2 項)

- 販売または賃貸の目的、若しくは取引または営業目的で使用するために、製造または輸入する行為
- 販売、賃貸、並びに販売または賃貸のための申出若しくは展示する行為
(以上、登録意匠条例第 31 条第 1 項)
- 香港またはその他の場所において製造の為の準備をする行為
- 組立完成品に関しては、
 - ① 当該意匠の侵害を構成すると考えられる変更を組立用部品に対して行う行為
 - ② 香港若しくはその他の場所において組立用部品の製造または組立ての準備をする行為
(以上、登録意匠条例第 73 条第 2 項)

例外規定

- 主な侵害の例外規定
 - (1) 非商業目的で私的に行う行為
 - (2) 評価、分析、調査または教育目的で行う行為
(以上、登録意匠条例第 73 条第 3 項)

- (3) 登録意匠における権利範囲に含まれない特徴部分を複製する行為(登録意匠条例第 73 条第 4 項)
- (4) 登録意匠出願の出願日前から香港における善意による先使用行為(登録意匠条例第 35 条)
- (5) 第 36 条に基づき宣言された非常事態に関し必要若しくは適切であると当該公務員または権限を与えられた者が判断し履行する登録意匠権の実施行為(登録意匠条例第 37 条)

保護期間: 特許出願日から5年間、5年ごとに4回更新可能、最長25年間

3. 4 商標権の侵害

商標権者の承諾なく、商標権の有効期間中に、香港国内で、下記の商標条例第 18 条に規定される行為を行う場合は、侵害と見なされます。

- 商標が登録されている商品またはサービスと同一の商品またはサービスに関して、商標と同一の標識を業として使用する行為
- 商標が登録されている商品またはサービスと類似する商品またはサービスに関して、商標と同一の標識を業として使用し、当該商品またはサービスに関する標識の使用が公衆に混同を生じさせる虞のある行為
- 商標が登録されている商品またはサービスと同一または類似する商品またはサービスに関して、商標と類似する標識を業として使用し、当該商品またはサービスに関する標識の使用が公衆に混同を生じさせる虞のある行為
- 商標が登録されている商品またはサービスと同一または類似でない商品またはサービスに関して、商標と同一または類似する標識を業として使用し、その商標が著名商標としてパリ条約に基づく保護を受ける権利を有しており、正当な理由なく標識を使用することで著名商標の識別性または名声を不当に利用するかまたは害を及ぼす行為
(以上、商標条例第 18 条第 1-4 項)

例外規定

- 登録商標は、別に同一・類似する商標がその商品またはサービスに関して登録されていることによる、その別の登録商標の使用(同じ商標の共存の場合)
- 自己の名称、住所または事業所の名称の使用
- 先代の名称または事業所の名称の使用
- 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは

提供時期、その他の特徴を指定する標識の使用

- 誠実な慣行により商品またはサービスの用途を表示することが必要な商標の使用
- 登録商標の香港での登録日若しくは最初の使用日以前から、未登録商標または他の標識の香港における業としての先使用
(以上、商標条例第19条)
- 登録商標の使用が商標の識別性または名声の妨げとなる場合を除く並行輸入による商標の使用(商標条例第20条)
- 登録商標の使用であって工業または商業上における誠実な慣行に相応しくない広告等での使用(商標条例第21条)

◎ 防護商標は商標と同一の適用となります。

◎ 団体商標 (商標条例第61条、附則3)

団体標章の所有者である団体は、商品またはサービスの原産地を指定するのに役立つ標識について、その使用規約を定める、審査を受けて、団体商標として登録し、保護を受けることができます。侵害については、商標法条例の第18条6項の違反の態様、第25条の仮処分、第35条の侵害にかかる通常の規定の適用を受けます。

◎ 証明商標 (商標条例第62条、附則4)

証明標章とは、その使用にかかる商品またはサービスが、商品の出所、材料、製法、またはサービスの実施、質、正確さ、またはその他の特徴について、標識の所有者により証明されていることを表示する標識であり、規約を提出し、審査を受けて証明商標として登録し、保護を受けることができます。侵害については、商標条例第18条6項の違反の態様、第25条の仮処分の規定の適用を受け、侵害では損害賠償の請求ができます。

◎ 著名商標 (商標条例第63条)

パリ条約に基づく著名商標としての保護を受ける権利を有する商標の所有者は、同一または類似する商品またはサービスに関し、当該商標と同一若しくは類似する商標またはその商標の本質的部分を香港で使用することが公衆の間に混同を生じさせる虞のある行為がある場合、保護を受けることができ、この使用を差止命令により制限する権利があります。

保護期間:登録日から10年間、10年ごとの更新可能

3.5 著作権の侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、香港国内で、下記の著作権条例第22条に規定される著作権者が有する排他的権利にかかる行為を一定量行う場合は、侵害対象行為と見なされます。(著作権条例第22条第2項)

そして、民事上(著作権条例第108条)及び刑事上(著作権条例第118条)の救済を受けることができます。

直接侵害行為

- 著作物の複製(第23条参照)
 - 著作の複製物の頒布(第24条参照)
 - 著作の複製物の貸与(第25条参照)
 - 著作を利用できる複製物の製造(第26条参照)
 - 著作の実演、展示または演奏(第27条参照)
 - 著作の放送またはケーブルテレビサービスでの提供(第28条参照)
 - 著作の翻案の作成または翻案にかかる上記の行為(第29条参照)
- (以上、著作権条例第22条第1項)

侵害する複製物については、合法的に作成されたもの以外は侵害品となり、その詳細は例外を含め数多く規定されていますので、著作権条例第35条の侵害複製品の条項を必要に応じてご参照ください。

例外規定

- (1) 非商業目的で私的に行う行為
- (2) 調査、個人的な研究の目的で行う公正な取引行為(著作権条例第38条)
- (3) 評論や批評、報道目的での公正な取引行為やメディアを通じて報告する行為(著作権条例第39条)
- (4) 芸術作品、音響メディアに偶発的に含まれた著作や記事の場合(著作権条例第40条)
- (5) 教育目的で教師や生徒が著作を取り扱う公正な行為(著作権条例第41A条)

著作権者の承諾なく下記の行為をする場合は間接(二次的)侵害行為とみなされます。(著作権条例第30-34条)

- 著作の侵害品或いはそれと知りながら輸出入する行為(第30条参照)
- 侵害品を取引や事業目的で保持する、またそれらを販売、販売の申出、展示をする行為(第31条参照)

- 侵害品を提供した者及びその他侵害のための手段を提供する行為(第 32 条参照)
- 著作権を侵害する行為などをする場所を提供する行為(第 33 条参照)
- 著作権を侵害する行為を記録する装置などの手段やそのための実質的な部分を提供する行為(第 34 条参照)

保護期間:(著作権条例第 17-21 条)

- (1)文学、音楽、芸術作品は、著作者の死亡、著作者が不明な場合はその著作の発生した日若しくは公開された日が含まれる年の翌年から 50 年間(第 17 条参照)
- (2)録音作品は、その著作が収録された日若しくは公開された日が含まれる年の翌年から 50 年間(第 18 条参照)
- (3)映像作品は、その作品の代表監督、脚本家、せりふ作家やその作品のために作曲され使用され楽曲の作曲者のうち、最後の死亡者が死亡した日が含まれる年の翌年から 50 年間(第 19 条参照)
- (4)放送や通信サービス作品は、その著作が放送されたか、公開された日が含まれる年の翌年から 50 年間(第 20 条参照)
- (5)編集著作物については、公開された日が含まれる年の翌年から 50 年間(第 21 条参照)

3. 6 集積回路配置設計権の侵害

香港では集積回路の配置設計を申請し登録することは保護の要件となっておりません。しかし、集積回路配置設計の正当な所有者の承諾なく、権利の有効期間中に、香港国内で、下記の集積回路配置設計条例第 4 条第 1 項に規定される所有者が有す権利を侵害する行為を行う場合は、侵害行為と見なされます。(集積回路配置設計条例第 4 条第 2 項)

- 保護される配置設計の全部か一部かを問わず、集積回路に組み込むかまたはその他のもので複製する行為
 - 保護される配置設計自体、その配置設計が組み込まれた集積回路或いはその集積回路を含む物品を商業的に利用する行為
- (以上、集積回路配置設計条例第 4 条第 1 項)

例外規定

- (1)正当な所有者の同意があり行われた行為
- (2)商業的な利用ではなく私的に複製する行為

- (3) 評価、分析、研究または教育のために複製する行為
- (4) 別の設計配置として保護を受けられるようにその配置設計の評価、分析または研究結果を使用する行為
- (5) その設計配置とは別に独自に同一の設計配置を創造した行為(集積回路配置設計条例第 3 条第 3 項参照)
- (6) 正当な集積回路配置設計権が行われた成果物の再販売または並行輸入をする行為
(以上、集積回路配置設計条例第 5 条)
- (7) 第 18 条に基づき宣言された非常事態において、政府または政府により雇用された者が正当に使用する権利を実施する行為(集積回路配置設計条例第 19 条)

保護期間:(集積回路配置設計条例第 6 条)

- (1) 世界の何れかで、所有者の同意のもと、最初に商業的に利用された日が含まれる年の翌年より 10 年
- (2) 所有者の同意のもと、最初に商業的に利用されていなければ、創作された日が含まれる年の翌年から 15 年

3.7 植物新品種権の侵害

植物品種は、漁農自然護理署(Agriculture, Fisheries and Conservation Department.)に申請し登録されることにより保護されます。登録者の承諾なく、植物保護品種権の有効期間中に、香港国内で、下記の植物新品種保護条例第 25 条第 1 項に規定される登録者が有する権利が及ぶ行為を行う場合は、侵害対象行為と見なされます。(植物新品種保護条例第 25 条第 2 項)

- その品種の生殖物質の販売のための提供、販売の申出または販売する行為
- その品種の生殖物質を輸出入する行為
- その品種の花や果実を商業的に提供する目的で繁殖させる行為
- 登録者がその他の者に上記の行為を一定の条件で許諾する行為
(以上、植物新品種保護条例第 25 条)

例外規定

- 主な侵害の例外規定
 - (1) 食用やその他の非生殖目的で保護植物から生殖物質を利用する行為
 - (2) 保護植物を、非商標的目的、実験または研究目的、或いは新品種の繁殖

目的のために使用、繁殖または育成する行為

- (3) 農業や園芸製品の保護目的で行われる農業作業の従事、また合法的に取得した生殖物質を例外行為として認められる条件において、その保護品種の生殖物質や自己の保存目的のために生殖させるために使用する行為

(以上、植物新品種保護条例第 26 条)

保護期間:(植物新品種保護条例第 22 条)

樹木やブドウの木については作成された日から 25 年、その他は 20 年
藻類については保護を受けられません。

3.8 商品表示による侵害

商品表示条例は、取引における商品やその商品提供において、虚偽の取引表示、詐欺、誤認、不完全な情報、虚偽の標識、虚偽表示を禁止したり、広告や説明書などに商品における必要な情報や指示を表示させたり、商標の偽造などについて規制を行うことを目的としています。この条例では、商標の偽造など商標権者の権利を侵害する行為について、刑事罰を規定しています。

- 商標を偽造する行為
- 不正に商標や勘違いをするように商標に似せた標識を付す行為
- 商標を偽造するために型やブロック、機械やその他の機器を製作する行為
- 商標を偽造するために型やブロック、機械やその他の機器を準備、保持する行為
- 販売、製造若しくは取引目的で偽造商標を販売、陳列、もしくは保持する行為

(以上、商品表示条例第 9 条)

偽造商標を付した商品を輸出入する行為(商品表示条例第 12 条)

保護期間は特にありません。

3.9 パッシングオフによる侵害

商標権者はその商標が香港において登録されていなくとも、コモンローに基づく下記の 3 つの要素を立証することができれば、パッシングオフにより、侵害訴訟をすることができます。

1. 権利者が消費者によるその商標の高い認知度を主張し、商権 (Goodwill) や著名性を完成した場合
2. 被疑侵害者による虚偽表示 (misrepresentation) が認められる場合
3. 権利者が自身の商権が被疑侵害者によって虚偽表示され、被害を受けているか、受ける虞があることを論証することができた場合

裁判所は、権利者の事業への投資による商権の保護と市場による自由競争の保護のバランスを判断することになります。

香港におけるその商標の商権、著名性や有名のレベルについては、市場におけるシェア、使用や広告の程度や継続性、商品や消費者の種類などが考慮されるので、こうした状況を説明できる具体的な資料が必要となります。

次に、被疑侵害者による虚偽表示が一般大衆を混乱させ、その商品またはサービスが権利者によるものであると誤認させたことを証明しなければならないので、それぞれの商品及びサービスには類似性がなければなりません。また、権利者の商品またはサービスがその業務上の信用と関連しており、そして、それに影響を及ぼすような虚偽表示がなされている必要があります。

従って、例えば対象となる商標と使用された標章に視覚的や音声的、また意味や発想などの点から類似性を証明したり、被疑侵害者の行為がその商品またはサービスが顧客に対して誤認を生じさせたり、または誤認を生じさせる可能性があることを証明しなければなりません。

上記の要素は、コモンローに基づく権利行使を認める英米法系の国では常に見られるものですが、事件の事情や条件により、求められる証明の内容は異なります。

3. 10 守秘義務違反による侵害(営業秘密侵害)

香港には営業秘密に対する侵害に関する法律や規定は存在していないが、営業秘密の所有者はその営業秘密を保護するために、コモンローに基づく守秘義務違反による措置を採ることができます。この場合に、原告となる権利者は次の要素を立証し、守秘義務違反が発生したことに基づく、侵害訴訟をすることができます。

1. その情報それ自体が秘密としての必要な質を持っていること

2. その情報は守秘義務のもとにあることが通知されていたこと
3. 営業秘密の所有者に損害が与えられるような、権限のない情報の使用がなされていること。

営業秘密は通常、技術情報及び営業情報の2つからなると考えられています。技術情報については、独自に開発した製造などにかかるノウハウであり、特許などのように公開されていない非開示で一般に知られていないこと、事業に利益をもたらすことや実用性があることが営業秘密としての要件として求められており、さらに、秘密として保持するための措置がなされていたことなどを証明することが必要です。営業情報は経営上の秘密や管理上の秘密であり、一般的には顧客情報や管理ノウハウなどが、その対象となります。営業秘密についても守秘違反がある場合には、技術情報同様に秘密として管理されていたことを証明しなければなりません。

一方、侵害があったことを立証するためには、こうした営業秘密の情報に侵害者が知り得る立場にあったことや接触できたこと、持ち出すことができたことなどについて、具体的な証拠をもって立証することが求められます。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

香港での模倣品や侵害品の対応は、主に税関が行っています。2009年から2010年にかけて、香港税関は取締りを強化しています。2009年末は2カ月かけてコードネーム“Netstorm”と呼ばれるインターネットオークションにおける模倣品販売の取締りをインターネットサービス事業者(IPS)とともに実施し、大きな成果を上げています。下記のデータは、税関が公表している統計データで、税関による著作権及び商品表示に関する取締の結果です。

| 年度 | 著作権 事件数 | 逮捕者 | 侵害金額 ¹ | 商標表示 事件数 ² | 逮捕者 | 侵害金額 ¹ |
|-------|------------|--------|-------------------|--------------------------|------|-------------------|
| 2008年 | 7,679件 | 987人 | 7,800万 | 1,824件 | 860人 | 17,100万 |
| 2009年 | 6,372件 | 1,109人 | 7,100万 | 1,698件 | 954人 | 17,800万 |
| 2010年 | 610件 | 531人 | 2,600万 | 947件 | 824人 | 17,300万 |

注) 1:金額は、香港100万ドル、2:商標表示条例にかかる侵害事件を示す。

4. 1 侵害の発見

香港での知的財産権の侵害や模倣品問題は、中国や東南アジアでの製造を企画し、その他の国で流通させるシンジケートの中心的な活動が多いと行われていると言われていています。国内の流通は税関の情報が示すように、著作権侵害や商標権や製品に対する表示違反が主なもので、最近ではインターネットでの模倣品や侵害品の販売やオークションサイトでの知的財産権の違反が目立つようになり、その対策が行われています。

通常は、現地の販売店や現地法人から模倣品の販売や取引が行われているとの情報が入ることになります。香港の場合は、中国との直接ビジネスが主流であり、中国国内での模倣品や侵害品が報告される場合も多いために、中国での模倣品や侵害品対策を併せて参照ください。

4. 2 証拠の収集

香港では、権利行使をするためや税関によるレイドを進めるための侵害者の特定や侵害品やその他の証拠を収集するために、民間の調査サービスを利用することが一般的です。

調査において特に注意を払うべき重要ポイントは以下のとおりです。

- ① 侵害地域
- ② 被疑侵害者の店舗、倉庫
- ③ 被疑侵害者の身元
- ④ 侵害品サンプル、商品説明書
- ⑤ パンフレット、インターネットのページ、販売にかかる領収書
- ⑥ 侵害品の流通ルート

これらは、その侵害に関係していると想定される被疑侵害者すべての身元の確認、その店舗や倉庫などの資産や財産の所在、適切な証拠、及び侵害を証明する書類となります。特に、模倣品や侵害品のサンプルを入手することは重要で、販売者、供給者また製造者からのサンプルを入手することで、知的財産権者としてはその根元から侵害対策をすることができます。通常は調査会社に依頼すると、調査の開始から概要調査が終わるまでに約2週間かかります。

そして、収集できれば、その情報やサンプルの分析を行い、確かに侵害品であるか否か、どの知的財産権を侵害しているかなどの初期判断を行います。

一方、知的財産権は関連する第三者に対して、情報提供を要請する催告状または要望書(Letter of demand)を送り、被疑侵害者、供給元また製造元の身元や関連の情報の開示を要求します。こうしたことは、被疑侵害者がインターネットやオンラインプラットフォームで被疑侵害品を販売している場合には効果的で、e-bay や淘宝(taobao)などのインターネット事業者(IPS)に連絡することで、情報が得られる場合があります。また、インターネット事業者に対する要望書では、通常、予定の期間を定めて、そのウェブサイトから侵害にかかる掲載内容を削除することを依頼します。なお、こうした要望書については、知的財産権者としての権利を証明する登録証などのコピーを添付して、その要求の正当性を示すことが必要です。

調査会社や現地法人による調査が被疑侵害者やその活動についての情報収集に成功しなかった場合や、第三者が被疑侵害者についての詳しい情報の提供を拒否したり、入手が困難であったりするような場合があります。こうした場合に、知的財産権者は裁判所に対して、第三者のそうした関連情報を開示することを命令する、「第三者情報開示命令(Norwich Pharmacal Order)」を求めることができます。これは、強制的に第三者に対して、被疑侵害者の詳細を開示すること要求するものです。

この第三者情報開示命令を得ることに成功するためには、知的財産権者は裁判官をなるほどと思わせ、放置することはできないような証拠を提出しなければなりません。こうした証拠を提出することができれば、香港で知的財産権者に対する重大な不法行為が発生していることを証明することができます。通常は、侵害品の現物サンプルを提出することが、命令を出すための要件として十分であるとされています。

4.3 侵害者の特定

香港の侵害者の特定には、被疑侵害者が輸出入業者、卸業者、或いは販売店、またインターネットを通じて販売する会社を調べることになり、現地法人の通常の活動では十分な調査が進まず、調査会社や現地の弁護士事務所を通じて調査をすることになります。

侵害者の特定及びその後の手続きは、その後の対応もあるために、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的です。

侵害に関する調査経験のない場合には、現地の法律事務所に相談し、調査を進めることをお勧めします。

4. 4 権利行使の判断

被疑侵害の活動に関する十分な情報や資料を収集できた場合、商標権者と著作権者には2つの選択肢があります。一つは、知的財産権者として香港税関にレイド(強制捜査)を要請することであり、もう一方は被疑侵害者に対して、民事訴訟を提訴することになります。ところが、特許権者と意匠権者の選択肢は、税関は特許条例及び意匠条例に基づきレイドをする権限がないために、被疑侵害者に対しては民事訴訟で起訴することのみとなり、提訴することでのみ権利行使をすることができます。

| 権利種別 | レイド(税関) | 民事訴訟 |
|------|---------|------|
| 特許権 | X | ○ |
| 意匠権 | X | ○ |
| 商標権 | ○ | ○ |
| 著作権 | ○ | ○ |

税関によるレイドは訴訟に比べて、2つの有利な点があります。一つは、税関に対する手続き費用は民事訴訟に比べて、かなり安上がりとなります。次は、レイドが成功した場合、行政は侵害者を刑事告訴することです。しかし、税関によるレイドは通常、侵害品に対して行われるものであり、サービスについて侵害している場合に実施されるのは非常にまれな例となります。これは、税関によるレイドのターゲットが侵害品やその関連機器や設備となるためです。

税関が被疑侵害者に対するレイドを実施する前に、十分な証拠を収集すること、侵害者の特定、そして、侵害が発生しているか、行われている場所を特定しなければなりません。税関のレイドには刑事責任が付随しますので、税関からは疑わしき合理的な理由を超える(beyond reasonable doubt)、証拠に対する刑事上の標準(criminal standard of proof.)を満たしていることが求められます。

香港では、大体において、税関によるレイドなどの権利行使が実行可能なオプションとならない場合にのみ、権利行使の対応策として民事訴訟を選択することをお勧めします。民事訴訟をする場合には、知的財産権者として注意しなければならないのは、被疑侵害者に民事訴訟での損害賠償や訴訟費用を支払う能力やそ

の十分な資産があるかどうかを事前に確認することです。つまり、被疑侵害者に十分な資産や被告として対応能力がないような場合に、民事訴訟として、被告に提訴するべきではありません。

一方、侵害している証拠品が入手できた場合は、質の悪い模倣品であるかどうか、精巧で高品質の侵害品であるか、また、自社製品の横流しや並行輸入品ではないのかなど、さまざまな角度から判断することが求められます。こうした分析から商標、意匠、特許、また著作権など、どの知的財産権が侵害されており、どの権利で対応するのかを判断します。なお、並行輸入品については、対応できないので、予め確認が必要です。

次に、市場での侵害品の種類や侵害の範囲を確認します。そして、そうした侵害の実態が知的財産権者としての事業や収益にどのような影響を与えているか、または今後どのような影響があるかどうかを判断し、侵害の規模やその適切な権利行使の内容に沿った権利行使の実施方法について検討し、その概算予算についても検討します。香港での権利行使では、例えば、中国などの他国から輸入により侵害品が発見されることがありますので、侵害の源を排除するには、他国でのレイドや訴訟の可能性を含めて検討します。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきチェックポイントです。手続き前にご確認ください。

1. 入手した侵害証拠の証拠性に問題が残されていないかどうかの確認
2. 香港で活用できる知的財産権の有無とその権利の有効性、権利範囲の確認
3. 権利がない場合のコモンロー上の保護の活用の可能性の確認
4. 被疑侵害品や侵害行為が権利範囲に含まれるのかどうかの確認
5. 特許や意匠は現地法律事務所から権利の有効性や侵害の鑑定書の入手
6. どのような手続きと救済を求めるかの最終確認
7. 関連する知的財産権の有効な証明(登録証書)の準備
8. 代理人に対する委任状などの全ての必要書類の準備
9. 被疑侵害者に関する正確な情報や侵害品など適切な証拠の有無

4.5 警告状

香港では、知的財産権者が、侵害者に対して民事手続きを開始する前に、警告状を送付しなければなりません。これをしないと、原告は、知的財産権者が原告となった場合に、勝訴したとしても、侵害者の法的続きの費用を負担することになるかもしれません。従って、知的財産権者が司法ルートの手続きを取ることを希望する場合には、警告書を発送することが勧められます。一方、知的財産権者が権利

者として、税関(行政)のルートを取ることを希望するのであれば、警告書が侵害者に対する警報となるだけであり、警告書を発行することは好ましい手法とはなりません。

知的財産権者が注意しなければならないことは、警告書を送付する前に適切な証拠を入手しなければならないことです。香港の知的財産に関する条例には、侵害訴訟手続きにおける理由のない脅迫に対する救済の規定があります。万一、知的財産権者が被疑侵害者に対して、法的手続きを取ると脅迫しておきながら、後日、その請求を実証できなかったような場合、不当な扱いを受けた当事者は理由のない脅迫による手続きを受けたことを理由に提訴する権利を有するために、提訴され損害を請求されることにもなりかねません。香港では、警告状をそうした法的手続きをする脅迫の一つとして見なすことができますので、知的財産権者が警告状を送付する場合は必ず事前に調査を行うことが勧められます。しかし、知的財産権の存在を通知することは法的手続きを実施する上で脅迫を構成するものではありません。

警告状の書き出しは、どちらかと言うと、権利者の背景やその名声の紹介から書き出すべきです。そして、侵害を受けている知的財産権について、その権利を証明する書類とともに概略するような文書とする方が良いでしょう。それから、被疑侵害者が侵害している行為について、侵害の事実を証明する証拠とともに説明を加えます。さらに、警告書では、被疑侵害者に対して、侵害行為の中止、今後のいかなる侵害も行わないこと、すべての侵害品の引渡し、そして供給元や顧客に関する関連情報の開示を保証する署名を求める内容とします。

警告状の送付は、知的財産権者が直接送付することもできますが、香港の事情を良く知っている弁護士を通じて送付することにより、法的な措置を前提に対応している場合や今後のライセンス交渉や販売代理店として交渉する場合には、その効果を期待することができます。

模倣品対策をする上では、ビジネスの環境整備をすることも重要です。小売業者や代理店に対しては新製品の売り上げ増加に対するインセンティブを与えることのほかに製品の安定供給の便宜を図ります。また、潜在的な侵害者や利用者に対して、真正品を購入するメリットや侵害品を購入した場合のトラブル事例などの対応も模倣品が発生することを防止する対応の一つですので、併せて対応を検討することをお勧めします。

4.6 侵害に対する法的措置

香港での知的財産権にかかる権利行使としては、税関によるレイド摘発とそれに伴う刑事告訴、または民事訴訟になります。

なお、香港における知的財産権侵害に対する権利行使の時効については、その侵害行為が不法行為の一つであるため、出訴期限条例(Limitation Ordinance Cap 347)の第4条第1項(a)が規定に基づき、知的財産権者がその侵害を实际知ったか、知り得た日を起算して6年間となります。

5. 侵害に対する救済手段

香港は、現在は中華人民共和国の一部として、イギリスから1997年に返還されましたが、特別行政区として1997年から50年間は原則として従来から香港で有効であった法律がそのまま効力を有するとされました。従って、改正された知的財産法などに加えて、従来通り英法体系のコモンローが適用されます。

ここでは香港で代表的な手続きとなる民事訴訟及び税関によるレイド(強制捜査)とそれに引き続く刑事訴追について説明します。

5.1 民事訴訟

香港の民事司法の改正後、ほとんどの訴訟において、裁判所がすべての知的財産権侵害事件において、知的財産権者から被告となる被疑侵害者に警告状が出されずに提訴手続きがなされているのは不合理であると判断することから、弁護士は不利な判断によるコストの発生を回避するために、被疑侵害者に警告状を出すことを勧めています。

さらに、特に著作権侵害においては、被疑侵害者が侵害している作品についての知識があることを証明する必要があることとなります。つまり、そうした警告書は要するに潜在的な被疑侵害者に対しての通知であり、警告状が発送された後もその侵害が継続していたことを証明する証拠となる重要なものとなります。

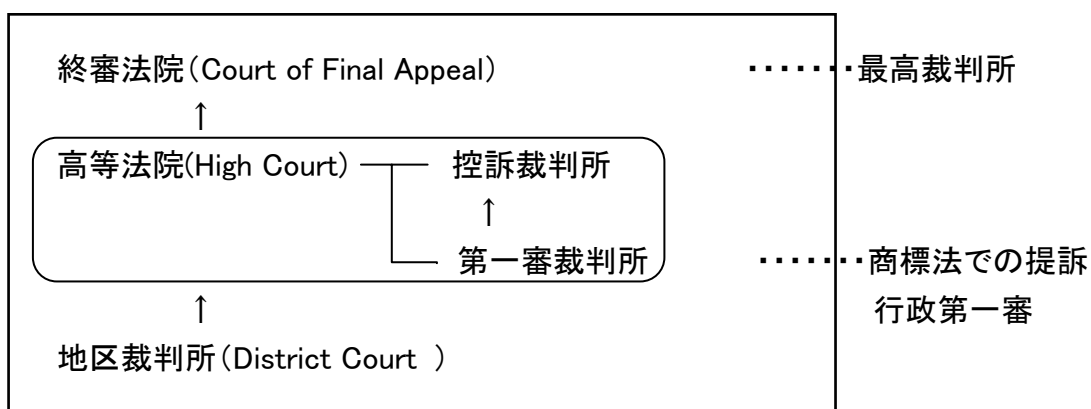
- 香港の裁判所組織

ところで、香港ではどの裁判所が知的財産権に関する事件を取り扱うのでしょうか。香港では他の多くの国とは異なり、知的財産権訴訟を専門に取り扱う専門の

裁判所はありません。従って、被疑侵害者が警告状や訴訟前の交渉の通知に対して、満足する対応がされない場合、知的財産権者は被疑侵害者の侵害に対して法的措置をすることになります。この場合、香港の地区裁判所や第一審裁判所である高等法院が特許訴訟を含むすべての知的財産権訴訟を受理することができます。

通常、民事訴訟の場合、100 万香港ドル以下の請求は地区裁判所で審理されますが、商標法に関する侵害の場合は、第一審が高等法院の第一審裁判所で審理されます。その後、控訴裁判所と終審控訴裁判所まで2段階の控訴ができます。終審法院まで争われることはあまりありません。

香港の民事訴訟に関する司法組織



知的財産権に対する侵害訴訟及びパッシングオフなどコモンローに基づく訴訟は、高等法院に提訴します。知的財産権者による請求は、主に、被告である侵害者による侵害行為の停止と損害賠償になります。また、特許や意匠など侵害訴訟では、対象となる特許権や意匠権については、その有効性及び被告による侵害の存在についての確認判決を求めることになります。

実務上は、殆どの知的財産権侵害事件は直接第一審裁判所に提訴されます。これは、知的財産権者にとって、法的手続きを開始する前に、仮処分命令 (interlocutory injunction) と言った暫定救済を迅速に受けることが大変重要であるからです。仮処分を請求するための一連の実務が第一審裁判所に対するものとしてありますので、知的財産権者にとってはそれを地区裁判所に提出することはしません。このように、知的財産権者は地区裁判所よりは高等法院の第一審裁判所に対して提訴することになります。

なお、民事訴訟の原告適格は、知的財産権者、若しくは、専用実施権者となります。

● 民事訴訟の暫定救済措置

知的財産権の侵害者に対して権利者は、次のような暫定救済命令を裁判所から得ることができます。いずれも、裁判官の裁量によるものであり、申請者は必要な被疑侵害状況の情報を収集し、それぞれのリスクがあることを説明するとともに宣誓供述書を提出し、召喚後、法廷でその決定がなされます。

知的財産権者は、条件が整えば、侵害行為を即座に抑止するために仮処分命令を請求することができます。裁判所が、そうした請求を認めることができるために、知的財産権者には裁判にかけられるような重要な問題が発生しているということを示すことが求められます。

裁判所が請求を検討する場合、損害賠償が原告のための適切な救済であり、被告が支払う立場にあるような場合は仮処分命令を認めるべきではありません。反対に、損害賠償は被告のための適切な救済であり、原告が支払う立場にあるような場合に仮処分命令が認められるべきです。この意味から、原告は仮処分が裁判所で認められるように、認定される損害賠償について、原告が支払う立場にあることを理解することが重要になります。損害賠償が両当事者にとって、適切な救済でない場合、裁判所は事件の全容を検討し、仮処分の認定が必要かどうかを検討します。

(1) 仮(中間)差止命令(interlocutory injunction)

仮差止命令とは、裁判所の審理もしくは次の命令を出すまで侵害者がその行為を継続させないようにするものです。

(2) アントン・ピラー命令(Anton Pillar Order)

アントン・ピラー命令は、侵害者が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄したり、処分したり、また隠匿される惧があるときに、そうした活動を防止しするために、侵害品や証拠の調査や押収を認めるものです。しかし、アントン・ピラー命令は例外的に認められるものであり、厳格な要件を満たす場合にのみ認められるものです。

なお、アントン・ピラー命令が認められる要件は下記の通りです。

- ① 原告による一応の主張の成立があること。
- ② 原告が被っている損害或いは損害の虞れが重大であること。

- ③ 被告は権利侵害の証拠を保持し、隠滅する虞れがあること。
- ④ 被告が証拠保全の差止命令に従わない真の理由があること。
- ⑤ 原告が事件に関する事項を完全かつ正直に開示していること。
- ⑥ 原告が被告に損害が生じた場合の賠償を保証すること。

(3) マレーバ差止命令 (Mareva Injunction Order)

マレーバ差止命令とは、侵害者の銀行口座を凍結し、侵害者がその保有する資産の取引をさせないことで、資金や資産の海外流出、また得た収益の処分をさせないように証拠の保全をするものです。

(4) 第三者情報開示命令 (Norwich Pharmacal Order)

原告である知的財産権者は、当事者ではない関係者に対して、被告や事件に関する情報の開示命令を請求することができる。Norwich Pharmacal Order は、コモローを適用している国々で裁判所に求めることができる第三者情報開示命令であり、1974年にイギリスでの特許侵害事件 (Norwich Pharmacal Co. v Customs and Excise Commissioners) に基づき命名されています。元来、税関での侵害事件において利用された命令ですが、最近では、インターネット事業者に対して、情報公開を求める場合に利用されることが多くなっています。

● 民事訴訟

知的財産権者である原告は高等法院、第一審裁判所に召喚状 (Writ of Summons) の提出をすることから始まります。召喚状には、事実の概要を記載した請求書 (Statement of Claim) が添付されます。召喚状が被告に送達され、被告が請求事実について争う場合には、送達受領書 (Acknowledgement of Service) を提出し、併せて答弁書を提出します。訴答手続きに入ります。被告は反論や反訴することも可能です。原告は、答弁書があれば反論書を提出します。また、この段階で、和解の対応を検討することもできます。被告が答弁をしない場合には、懈怠による判決がされる場合があります。また、原告は略式判決を請求すると公判なく判決が出される場合があります。その後、証拠開示手続 (discovery process) に入ります。そして、そして、当事者は、証人の陳述書 (witness statements of fact)、必要に応じて、専門家の報告書 (expert opinion) などを交換します。その後、公判 (Trial) に進みます。

民事訴訟の流れ

- (1) 訴状の準備、提訴、送達 (仮処分の請求)
- (2) 訴答手続 (反論、反訴、和解の可能性、または懈怠判決)

- (3)証拠開示手続（情報開示、略式判決の請求）
- (4)公判（実体審理）
- (5)判決（上訴の可能性）
- (6)執行

すべて知的財産権の民事訴訟は、知的財産権者は損賠の賠償及び不当利得の賠償を受けることができます。公判では知的財産権者である原告には侵害の事実、損害額や賠償額、侵害者の得た不当利得などの立証の責任があります。しかし、請求としては、損害または不当利得の何れかについてのみ請求することができます。両方を請求することはできません。裁判所は、同一の侵害事件について、同時に損害賠償と不当利得の両方を認定しません。著作権侵害においては、裁判所は著作権条例第108条第2項に基づき追加の賠償の支払いを命じることができます。つまり、その事件における悪質な侵害、被告が侵害を行ったことにより生じた利益、被告の事業上の勘定や記録の完全性、正確性や信頼性、そしてその他の事情を勘案して追加の賠償を決定することができます。その他の救済、損害賠償及び不当利得のように常に侵害事件で認められるものではありません。

また、無知による侵害については、例えば、登録意匠権の存在や著作権の存在について全く知らないことが明白であれば、損害賠償も不当利得についても救済は受けることはできません。このような状況の場合は、警告書を送付しておくことの意味があり、その事実を利用することができます。

以下は、各法律に規定される民事的救済内容です。

(1) 特許条例

第 80 条 侵害手続では、侵害の差止命令、侵害品の引渡しや廃棄、損害賠償或いは不当利得の返還及び特許の有効と侵害確認の宣言について、救済を求めることができる。

第 82 条 部分的に有効な特許侵害の救済については、有効な部分に限られる。

(2) 登録意匠条例

第 48 条 侵害手続では、侵害の差止命令、損害賠償或いは不当利得の返還及其他登録意匠権の所有権者が受けられる救済を求めることができる。

(3) 商標条例

第 22 条 侵害訴訟手続においては、他の財産権の侵害について得られるのと

同様に、損害賠償、差止命令、不当利得及びその他商標権者が受けられるすべての救済を求めることができる。

第 63 条 著名商標は差止命令を求めることができる。

(4) 著作権条例

第 107 条 侵害手続では、他の財産権の侵害について得られるのと同様に、損害賠償、差止命令、不当利得及びその他著作権者が受けられるすべての救済を求めることができる。

(5) 集積回路配置設計法

第 7 条 侵害手続では、他の財産権の侵害について得られるのと同様に、損害賠償、差止命令、不当利得及びその他著作権者が受けられるすべての救済を求めることができる。

(6) 植物品新種法

第 25 条第 2 項 侵害手続では、侵害による損害賠償、懲罰的賠償、及びその他の救済を求めることができる。

(7) コモンローによる救済

権利者である原告は差止命令のほかに、損害賠償または不当利得を請求することができます。

5. 2. 行政的取締りと刑事告訴

香港において、強制的な救済は著作権者及び商標権者に限り認められています。税関の所長 (the Commissioner of Customs and Excise) により権限を与えられた職員が著作権条例及び商標表示条例に基づき、著作権及び商標権を侵害する物品を調査し、差押をします。このために、著作権者や商標権者はその権利を守るために、香港税関にその権利を登録したり、侵害する事件を報告したりすることで、潜在的な差押や訴追の準備をすることになります。

著作権と商標権の侵害活動を報告するために、知的財産権者は税関に十分な情報を提供しなければなりません。特に、次にあげられる情報が求められます。

- ① 著作権若しくは商標権の権利情報
- ② 権利者に関する情報
- ③ 著作権または商標権が体现された物品

- ④ 侵害品のサンプル
- ⑤ 委任状(代理人へのもの)
- ⑥ 権利が存続し、正当に所有されていることを示す宣誓供述書

● レイド(強制捜査)

税関は香港で知的財産権、特に、商標権と著作権に関する権利行使のできる唯一の機関になります。そして、商標権及び著作権に対する侵害、または商品表示条例(Trade Descriptions Act)に違反する行為のみ刑事訴訟を提起することができます。例えば、登録商標の商標権者は、香港税関に告訴状を提出し、模倣品若しくは侵害品の差押と侵害者の逮捕を請求することができます。

香港警察は侵害者に対するレイドの権限を有していませんので、すべての告訴は税関に行うことになります。

税関がその被疑侵害に対してレイドを実施するには、商標権者もしくは著作権者が税関に対して、その所有する商標権や著作権を登記する必要があります。税関に対して、商標権者は商標登録証を提出しなければならず、著作権者は権利者であることの宣誓書を提出しなければなりません。

さらに、知的財産権者は次の書類を併せて提出します。

① 知的財産権者による告訴状

告訴状には税関が初歩的に検討することができるように、少なくとも被疑侵害品の写真などが提出されるべきです。

② 委任状

関連機関や担当者に対する委任状であり、被委任者は引き続く一連の捜査手続きを行い、その後の証拠の提出や検察が起訴するための宣誓供述書の作成、裁判所での証言などについて、引き受けることとなります。また、この担当者は被疑侵害品が侵害しているかどうか鑑定できなければなりません。

なお、委任状には、任務、義務、委任期間、対象商品の製造や販売チャネルなどについての知識の有無、侵害品鑑定の能力若しくはその教育を受け予想されていることなどが記載されることが一般的です。

③ 知的財産権者による認証がされた商標権若しくは著作権の説明書類

対象の商標権に関する情報が記載された書類に、所有者のために社判や代表者が押捺・署名されたもの

④ 製造証明書

製造証明書ではすべてのライセンシーや出版社とともに製品や作品が最初に市場に投入された日を記載します。この書類により、侵害を証明するための補助とします。

⑤ 証言宣誓書

侵害者に侵害品や模倣品を製造するライセンス契約やそうした承諾をしていないことを確認する知的財産権者による証言と署名があるもの

⑥ 侵害品鑑定書

被疑侵害品や模倣品が権利を侵害していることについての弁護士等による鑑定報告書

⑦ 宣誓供述書

正規の製造者(ライセンシー含む)による、対象被疑製品が自社の製造によるものではないとの宣誓供述書

⑧ その他、税関が必要と求めるもの

状況により、税関に求められるその他の情報など

上記の書類が税関に提出されると、税関は被疑侵害品に対してレイドをするかどうかを検討します。通常、税関は被疑侵害行為があることを立証する適切かつ十分なこまごまとした証拠を探します。そして、侵害行為を立証する十分な書類による立証があると判断した場合にのみ、税関はレイドをすることを決定します。

税関は香港におけるあらゆる種類の侵害行為に対してレイドを実施します。それには、侵害品や模倣品の輸出入、製造、供給、或いは販売、またその他の香港における侵害行為を対象としています。

ところで、香港税関には他国にあるような知的財産権の登録制度はありません。従って、輸出入における税関での模倣品や侵害品の差止には、具体的な輸入や輸出に関する情報、商標権とその所有者であることの立証、真偽鑑定の情報提供などを随時提供して告訴することになります。

税関には、次の権限があります。

⑨ 立入検査による商品及び書類の検査及び押収

⑩ 施設またはコンテナを封鎖して商品を留置する権限

⑪ さらなる調査のための、令状なしの逮捕及び拘留

一方、登録商標権者は、高等法院の第一審裁判所に対して、税関での輸入品を差押命令か、通関保留命令を求めることもできます。この場合は、裁判所での

審理において、その必要性が確認されると、税関に対して、輸入品の差押えまたは保留する命令が出されます。

商標権者はこの申請に宣誓供述書とともに次のことを証明します。

- ① 商標の正当な権利者
- ② 添付される商標権のコピー正しいものであること
- ③ 明白な侵害の事実となる申請の根拠
- ④ 税関が容易に発見するための詳細な説明
- ⑤ 予想される輸送方法、予定日などの詳細情報
- ⑥ 裁判所に求められる情報や書類

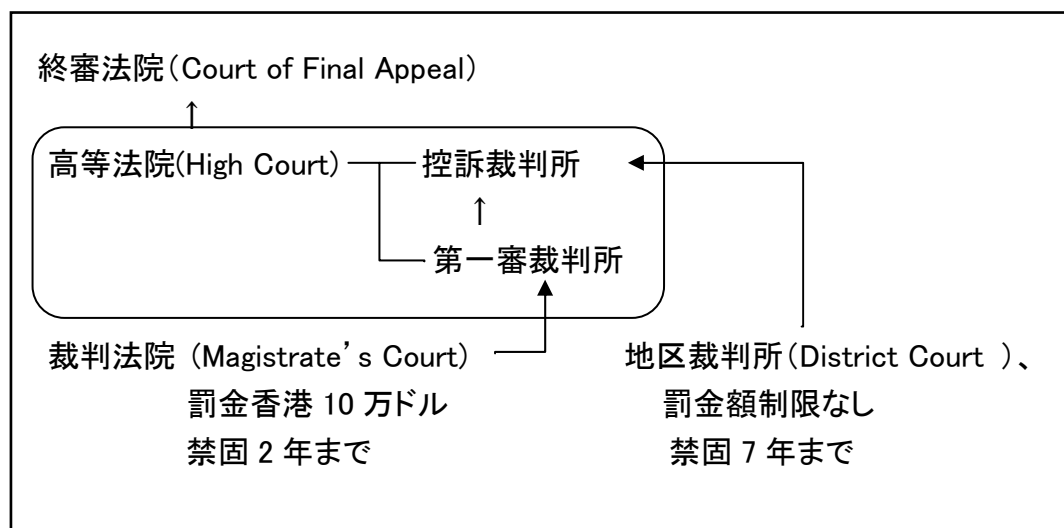
この執行は、通過中の商品、個人の使用を目的とした輸入する商品には適用されません。裁判所は、商標権者に輸入業者に損害が生じた場合のために、保証金の支払いを求めることがあります。留置命令は、60日が有効期間となります。

● 刑事告訴

香港での刑事訴訟は、殆どが裁判法院(magistrate's Court)で取り扱われます。重大な犯罪の場合は区域裁判所が初審となります。検察官が非常に重大であると見なした事件は第一審裁判所に移管することができます。また、第一審裁判所は裁判法院の決定に対する上訴審を担当します。

著作権や商標権の侵害に関する刑事訴訟の初審は、担当の検察により、その重大性から、裁判法院、地区裁判所、または第一審裁判所のどこで行なうか決定されます。

香港の刑事事件での司法組織



実務上は、検察官(法務長官)または警察官が刑事告訴をする権限を持っています。しかし、警察官が基礎をすることはまれで、商標や著作権事件については、税関によるレイドの結果を受けて、税関が法務庁に訴追を行うように付託します。法務長官は召喚状及び事件概要を作成し、裁判所が被告に出頭を命じます。

刑事訴訟の流れ

- (1) 召喚状送付
- (2) 初回審理 (罪状読み上げ)
- (3) 事実審理 (罪状認否)
- (4) 公判 (事実審理)
- (5) 判決 (上訴の可能性)
- (6) 執行 (商品の押収、処分)

初回の審理の罪状認否で被告が罪状を認めるか、否認するかで手続きの流れが違います。罪状を認めた場合には、有罪判決へと進みます。否認した場合には、事実審理となります。事実審理においては、起訴に使われた証拠をについて、証人を利用するなどして、違反について合理的な理由があることを証明しなければなりません。この証拠による立証が十分あれば、有罪の判決を得ることができます。被告は判決を不服とて、上訴することができます。

以下は、各法律に規定される処罰内容です。なお、香港での罰金は、刑事訴訟法(Criminal Procedure Ordinance, Chapter 221)でレベル分けして、規定されています。2012年1月現在の規定は下記の通りです。HK\$は香港ドルを意味し、HK\$1当たり日本円貨は約10円相当になります。

| 刑罰レベル | 罰金 |
|---------|-------------|
| Level 1 | HK\$2,000 |
| Level 2 | HK\$5,000 |
| Level 3 | HK\$10,000 |
| Level 4 | HK\$25,000 |
| Level 5 | HK\$50,000 |
| Level 6 | HK\$100,000 |

(1) 特許条例

第142条、第143条 特許若しくは特許出願の虚偽表示については、レベル3の罰金を科する。

(2) 意匠条例

第86条 登録意匠の虚偽表示については、レベル3の罰金を科する。

(3) 商標条例

第94条 表示が虚偽であることを知っているまたは虚偽であると信じる理由が有りながら、標識が登録商標である虚偽表示、または商標が登録されている商品またはサービスについて虚偽表示については、レベル3の罰金を科する。

(4) 著作権法

第119条 (第118条及び第118A条で刑事罰対象が規定されている)

第1項 著作権条例118条第1項(著作者の権利を侵害する行為)または第2A項(電子的な著作物にかかる行為)を侵害し、起訴され有罪判決となった場合はそれぞれの侵害物に対してレベル5の罰金及び禁固4年間を併科する。

第2項 著作権条例118条第4項(侵害品の製造、輸出入、所持、販売などの侵害行為)または第8項(不法所持)を侵害し、起訴され有罪判決となった場合はそれぞれの侵害物に対してHK\$500,000 の罰金及び禁固8年間を併科する。

第119A条 コピーサービス事業による著作権違反をした場合、それぞれの侵害物に対してレベル5の罰金及び禁固4年間を併科する。

第119B条 雑誌などの定期刊行物を違法に複製および販売した場合、それぞれの侵害物に対してレベル5の罰金及び禁固4年間を併科する。

第120条 違法な複製品やその一部を香港に輸出する目的で香港以外において違法行為をしたか、その幫助をした場合、HK\$500,000 の罰金及び禁固8年間を併科する。

(5) 植物新品種保護法

第39条 登録植物新種の虚偽表示や販売などについては、レベル6の罰金を科する。

第40条 登録植物新種の品種の故意による販売など悪用については、レベル6の罰金を科する。

(6) 商品表示条例

第18条 第1項 情報、広告での情報、商品表示、商標、商品の標識、表示の虚偽や商標の偽造、偽造商標を付した商品の輸出入、また料金などについて違反があり、起訴され有罪判決となった場合はHK\$500,000及び禁固5年間、即決判決となった場合はレベル6の罰金及び禁固2年間を併科する。

5.3 その他の紛争処理

香港仲裁条例(Hong Kong Arbitration Ordinance)は、世界で最も先進的な仲裁規則の1つとして広く認知されており、アメリカ、中国、日本など11の仲裁センターと共同して、年間600件を超える仲裁や調停を行っています。香港でのその他の紛争処理としては、香港国際仲裁センター(HKIAC)がドメイン名の仲裁手続きを行っています。

仲裁判断は、香港域内外でなされたか否かを問わず、仲裁条例第341章に基づき、裁判所が仲裁での決定を許可する場合、判決と同じように執行することができます。裁判所に対する執行許可を求める申立は書面で行い、執行の相手方となる当事者に通知されることはありません。香港での仲裁判断は、香港の裁判所において、仲裁判断を根拠として、新たな手続を開始することによる執行も可能です。申立人は、被告が請求に対して抗弁できないことを根拠として、略式手続を請求することもできます。

香港でのドメイン名の仲裁実績は、トップレベルドメイン及び.hkと.cnが対象となり、2010年は145件がアジアドメインネーム仲裁解決センター(ADNDRC)に、57件が香港国際仲裁センター(HKIAC)で取り扱われています。

| | ADNDRC | | | | HKIAC | |
|-----|--------|----|-----|----------|------------|------------|
| | 北京 | 香港 | ソウル | クアラルンプール | .hk Domain | .cn Domain |
| 移 転 | 38 | 33 | 3 | 1 | 6 | 31 |
| 取 下 | 1 | 7 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| 却 下 | 4 | 4 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 取 消 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 分 割 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保 留 | 37 | 6 | 3 | 0 | 2 | 12 |
| 合計 | 85 | 50 | 9 | 1 | 10 | 47 |

香港の仲裁・調停サービス関連機関には、香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre(HKIAC))、香港仲裁司学会(Hong Kong Institute of Arbitrators(HKI Arb))、英国仲裁人協会(Chartered Institute of Arbitrators(CI Arb))、国際商業会議所(International Chamber of Commerce(ICC))、香港調解學院(Hong Kong Institute of Mediation(HKIMed))、香港和解中心(Hong Kong Mediation Centre(HKMC))、香港調解會(Hong Kong Mediation Council(HKMC))、

香港調解顧問中心 (Conflicts Resolution Centre (CRC)) などがあります。

6. 留 意 事 項

商標権者は、商標侵害者に対して民事裁判を通じて、使用差止や金銭的賠償を請求できますが、商標の偽造や商品の表示に関する違反があれば、商品表示条例を利用し、その侵害の事実を税関に届け、その侵害について捜査を請求することができます。これは十分な証拠がある場合にできるものですが、税関は法務庁（検察の役目）に訴追を求めます。そして、侵害者が有罪判決を受けた場合、刑罰が言い渡されません。

並行輸入は基本的に侵害として対応することができませんが、品質の劣る並行輸入品の販売によって、香港での専用実施権者の信用や名声に損害がある場合、並行輸入品が純正品であったとしても、パッシングオフによる市場での誤認が生じたことを根拠として、侵害あったこと申立することができる可能性があります。

根拠のない知的財産権による脅迫については、その対応について、十分理解し、事前のしっかりした証拠収集やその後の提訴時期などに十分注意をしないと、企業に重大な損害を及ぼす可能性を含んでいます。被疑侵害者から根拠のない脅迫を理由に逆提訴を受けないように、現地の弁護士と十分検討し、侵害品サンプルの入手後に警告状を活用したり、不用意な警告的な広告をしないようにし、侵害品サンプルなど確実な証拠の準備ができたらできるだけ早期に提訴したりするなどの対応を行うなど十分な注意を払う。

知的財産権の存在を知らないことによる非侵害の抗弁をされる場合が想定されるので、侵害の規模の大きい侵害者などにターゲットを決めて、警告状などの活用を検討することが勧められます。

インターネットでの模倣品や侵害品の販売が増加しています。こうした侵害の実態を確認すると、侵害者が中国に居所を持っていたり、ドメインの所在が中国であったりする場合が多いため、中国国内での模倣品や侵害品対策を検討することが必要となります。

7. その他の関連団体

7. 1 知的財産権保護連盟 (IPRPA)

保護知識産権大連盟

Intellectual Property Rights Protection Alliance

住所: c/o Commissioner of Customs and Excise
G.P.O Box No. 1166
3/F, Customs Headquarters Building
222 Java Road, North Point
Hong Kong

Tel: +852-2545-6182

Fax: +852-2543-4942

Website: <http://www.iprpa.org/>

[主要業務は、2006年に税関と知的財産権の権利行使の促進のために設立された会員制度の組織で、知的財産の保護に関する支援、教育などである。]

7. 2 香港作曲家及び作詞家協会 (CASH)

香港作曲家及作詞家協会

Composers and Authors Society of Hong Kong Limited

住所: 18/F, Universal Trade Centre,
3 Arbuthnot Road, Central,
Hong Kong

Tel: +852-2846-3268

Fax: +852-2846-3261

Website: <http://www.cash.org.hk/en/home.do>

[主要業務は、会員や海外の協会から与えられた音楽作品の演奏、放送などによる使用料の管理、権利保護や一般大衆の教育及び音楽作品のプロモーションである。]

7. 3 香港著作権ライセンス協会 (HKCLA)

香港版權特許協会

Hong Kong Copyright Licensing Association

住所: P.O. Box 20728,
Hennessy Road Post Office,
Hong Kong

Tel: +852-8105-0550

Fax: +852-2603-7165

Website: <http://www.hkcla.org.hk>

[新聞社協会が設立し、主に新聞社と出版社によるメンバー向けにコピーに対する著作権料の一括徴収を主要な業務としており、併せて一般大衆に対し著作権に対する認知度を向上させるような取り組みをしている。]

7.4 国際レコード産業連盟(IFPI)

国際唱片業協会(香港会)

International Federation of the Phonographic Industry (Hong Kong Group)
Limited

住所: Unit A, 18/F, Tower A, Billion Centre,
No.1 Wang Kwong Road,
Kowloon Bay, Kowloon,
Hong Kong

Tel: +852-286-4318

Fax: +852-2866-6859

Website: http://www.ifpihk.org/www_1/index01e.php

[主な業務は、会員向けの著作権侵害防止、公正取引、レコード産業における法的環境整備などである。]